

## 鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用の自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援することにより、域内の脱炭素社会の推進を図ることを目的として、予算の範囲内において、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金（以下「事業補助金」という。）を交付することとし、その事業補助金については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）並びに鳥栖市補助金等交付規則（平成15年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、国交付要綱及び規則に定めるもののほか、次項に定めるところによる。

2 「住宅」とは、戸建の家屋であって、現に住居として使用されているもの及び住居として使用される予定のもの（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 事業補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する、又は有する予定である者
- (2) 補助対象事業（次条に規定する補助対象事業をいう。次号において同じ。）で設備を導入する住宅に居住し、又は居住予定である者
- (3) 補助対象事業について、事業補助金及び国からの他の補助金、助成金その他これらに類する交付金の交付を受けた者が同一世帯内にいない者
- (4) 市町村税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、事業補助金の交付を行わないものとする。

- (1) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用して  
いる者

- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、市内に所在する住宅（住宅敷地内を含む。）、または新築する住宅（住宅敷地内を含む。）に太陽光発電設備及び蓄電池を新たに、かつ、同時に導入する事業とし、補助対象設備、補助率その他の事項は別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 事業補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）であって、国実施要領別表第1に定める経費とする。

(交付申請)

第6条 事業補助金の交付を受けようとする者は、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書の提出期間は、別に定める期間までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 事業補助金の交付の申請は、補助事業の対象となる住宅に居住し、又は居住する予定の者のうち、いずれか1人のみ行うことができる。ただし、申請が取り下げられ、又は申請に対する不交付決定があった場合は、他の居住者が新たに交付申請することを妨げない。
- 4 事業補助金の交付は、同一の補助事業につき、及び同一の住宅につき1回限りとする。

(事業補助金の交付の条件)

第7条 市長は、事業補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（第9条第2項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助対象者が補助事業を行うために締結する契約等については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年（2012年）10月9日付け）に準じ、県内企業からの調達に努めること。
- (4) 補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が完了したときは、市長が定める期限までに、実績報告書を市長に提出しなければならないこと。

- (6) 補助事業により取得した財産については、第16条第1項に規定する期間は、市長の承認を受けずに事業補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、事業補助金の全部に相当する額を市に納付した場合は、この限りでない。
- (7) 補助事業により取得した財産については、取得財産等を処分することにより収入があったとき、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付しなければならないこと。
- 2 交付決定よりも前に着手した事業は、原則として、補助の対象としない。ただし、やむを得ない理由により、交付決定の前に着手する必要がある場合において、あらかじめ、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金事前着手届（様式第2号）を市長に提出することで、補助事業に事前着手することができる。

（交付決定等）

第8条 市長は、交付申請書の提出があったときは、申請に係る書類等の審査により、その内容を調査し、事業補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定をし、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対しその旨を通知するものとする。

2 市長は、事業補助金を交付しないことを決定したときは、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（補助事業の着手及び変更）

第9条 事業補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の後、速やかに補助事業に着手しなければならない。

2 交付決定者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分等を変更する場合には、速やかに、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金変更承認申請書（様式第5号。以下「変更承認申請書」という。）に必要書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業の目的の変更
- (2) 事業補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の20%を超える変更
- (3) 補助事業の実施場所の変更
- (4) 補助対象設備の規模、主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (5) その他補助事業の内容の大幅な変更

3 市長は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認すべきものと認めるときは、速やかに、承認決定し、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金変更承認決定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知する

ものとする。

4 市長は、前項の規定により承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

5 市長は、当該変更を不承認と決定したときは、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金変更不承認決定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第10条 交付決定者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金中止承認申請書（様式第8号。以下「中止承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、中止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該中止を承認すべきものと認めたときは、速やかに、承認決定し、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金中止承認決定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の12月28日のいずれか早い期日（当該期日が鳥栖市の休日を定める条例（平成元年条例第33号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金実績報告書（様式第10号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（事業補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告があったときは、検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認めたときは、交付すべき事業補助金の額を確定し、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金確定通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（事業補助金の交付）

第13条 事業補助金は、前条の規定により事業補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 交付決定者は、事業補助金の交付を受けようとするときは、事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、第10条の承認をする場合又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第14条の規定により交付決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、交付決定者の責めに帰すべき事由でないときはこの限りでない。

(1) 事業補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- (2) 不正の手段によって事業補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 交付決定の前に届出をせずに補助事業に着手していたとき。
  - (5) 補助事業の遂行ができないとき。
  - (6) 法令、この要綱又はこれらに基づく市長の指示若しくは命令に違反したとき。
- 2 市長は、前項により取消しの決定をしたときは、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金取消決定通知書（様式第13号）により、交付決定者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、第12条に規定する事業補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 4 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に事業補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第15条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 市長は、交付決定者が取得財産等を処分することにより収入があったとき、又はあると見込まれるときは、次条の規定に基づきその収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。
- 3 交付決定者は、天災地変その他自らの責めに帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、速やかに、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金財産毀損・滅失届出書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 財産の処分を制限する期間（次項において「処分制限期間」という。）は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。

- 2 処分制限期間内において、補助対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金財産処分承認申請書（様式第15号。以下「財産処分承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該財産処分を承認すべきものと認めるときは、速やかに、承認決定し、鳥栖市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金財産処分承認決定通知書（様式第16号）により、交付決

定者に通知するものとする。

4 交付決定者は、市長が第3項に規定する承認と併せて事業補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱が効力を失う前に事業補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、この要綱が効力を失った後も、なおその効力を有する。

### 別表

補助対象設備	太陽光発電設備（自家消費型）	蓄電池
補助対象設備の要件	<p>ア 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>エ 太陽光発電設備で発電して消費する電力量（自家消費量）を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。</p>	<p>ア この事業補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>イ 家庭用蓄電池（20kWh未満）であること。</p> <p>ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>エ 導入価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）が12.5万円/kWh以下のものとなるよう努めること。</p> <p>オ 各種法令等を遵守した設備であること。</p> <p>カ 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>キ 中古設備でないこと。</p> <p>ク PPA・リースにより導入されるものでないこと。</p>

	<p>オ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満であること。</p> <p>カ 発電量を計測する機器を備えること。</p> <p>キ 各種法令等を遵守した設備であること。</p> <p>ク 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>ケ 中古設備でないこと。</p> <p>コ PPA・リースにより導入されるものでないこと。</p> <p>サ 住宅のある敷地内に設置するものであること。</p> <p>シ 住宅兼店舗・事業所等の場合、発電した電力は、店舗・事業所等を除く住宅部分のみで消費すること。</p> <p>ス ソーラーカーポート又は建材一体型太陽光発電設備ではないこと。</p> <p>セ その他、国実施要領別紙2の2.ア(ア)の「交付要件」を満たす太陽光発電設備であること。</p>	<p>ケ 定置用であること。</p> <p>コ 住宅兼店舗・事業所等の場合、蓄電した電力は、店舗・事業所等を除く住宅部分でのみ消費すること。</p> <p>サ その他、国実施要領別紙2の2.ア(イ)の「交付要件」を満たす蓄電池であること。</p>
補助率	7万円/kW(定額)	補助対象経費の3分の1 ただし、14.1万円/kWhの3分の1(4.7万円/kWh)を上限とする。
補助上限額	35万円	47万円

備考

- 1 補助対象設備の増設を行う事業は対象外とする。ただし、既存の設備を全て撤去し新たに対象設備を導入する場合は補助対象とする。
- 2 太陽光発電設備と蓄電池は、必ずセットで導入すること。
- 3 補助対象設備を設置する住宅は、原則、自らが所有するものとする。自らの所有でない場合又は他に所有者がいる場合は、所有者又は他の所有者に、設備の設置について承諾を受けていること。
- 4 補助金額は千円単位とし、端数が出た場合は、切り捨てるものとする。